

哥西大學生報

第四百五十五號

昭和二十一年一月



關西大學生報發行

裁判醫 佐野 甚七 著

四六判特製
紙數九百頁

定價貳圓
送料貳拾貳錢

忽七版

法醫學
小説
斗子
は
裁く

法醫學界の一權威である著者は、また、裁判官として既往二十年間、獵奇殺人事件の捜査の第一線に活躍して來た、捜査陣に於ける「古つはもの」である。その間、著者の握るメスに觸れた死體は實に三千!! 法は釋迦に問ふべきなら科學的犯罪捜査の實相は、法學醫者であり、捜査の實際家である著者に聴くべきである。

著者の所謂『法醫學小説』は、小説家が机上で、でつち上げた理智の遊戲でもなければ、捜査的興味に缺けた犯罪實話でもない、これこそ吾々の期待する犯罪捜査の眞髓に觸れた、『活きた探偵小説』であると同時に、犯罪捜査の概念を平易に教へる『捜査讀本』である。

殊に、本著『科學は裁く』は、その中での代表的作品で、有益にして且興味ある大衆讀物である。

更に、司法官、辯護士、警察官、醫師……等、斯の道の人達が、あのくその専門的な視角を通じて本著を通讀されたなら、一層興趣も深く、参考となることも多大であらう。

尚、巻尾の『谷底の死體』は短篇として、また、捨て難い味を持つてゐる。

森下雨村氏の序に曰く

作者はこの小説によつて自分の専門外の文筆方面にその才能を示さうといつたやうな野望は更々なく、單に探偵文壇に現れた探偵作家の無智と誤謬を訂正してやりたいために、自ら進んで範を示したに過ぎなかつたと私は信じてゐる。……その點、私達は佐野さんの好意に深謝すると同時に、そこにこの小説の價值と有難味を十分に認めるものである。

江戸川亂歩氏の序に曰く

著者から「科學は裁く」の校正刷を送つて貰つて、讀み出したら止すことが出來ないで、八百頁の大長篇を二日がかりで通讀した。……私が思ふのに、優れた長篇小説の乏しい日本の探偵小説界ではこの「科學は裁く」はそれらの第一流の作品に伍して、少しも遜色がないのである。

春日野綠氏の序に曰く

佐野氏の持つ貴重な材料乃至文獻こそは東西に及ぶものなき「日本の寶」といへるであらう。今その「日本の寶」の一部分が出版の形式によつて現れるといふ事は誠に喜ばしいことである。

東京 駿河 中央 大學 前
東京 神田 二二二 番
電話 八二二二 番

大 同 書 院

大阪 北區 梅田 新道
電話 一五七 番
電話 一五七 番
電話 一五七 番

日本國家形態の特殊性と普遍性

—— 民生國家と民衆國家 ——

教授 岩崎 卯一

目次

日本國家形態の特殊性と普遍性	岩崎卯一	(一)
德川時代に於ける大名と町人	佐伯三郎	(六)
學内報		(三)
冬期授業日程—教職宣問—がくほう抄		(三)
本學 教授の研究業績		(三)
校友		(四)
大阪支部—東京支部—愛媛支部—大阪市役所支部—法曹千里會—昭三會—動靜移動		(四)
學生		(九)
皇陵崇敬會—參院會—辯論部		(九)
關大スポーツ		(一〇)
卓球—野球—ホッケー—庭球—弓道—射擊—劍道—柔道—相撲—馬術—蹴球—籃球—ラグビー—航空研究會		(一〇)
續浪華儒林傳(五)		(一〇)
披玖の聖人如竹散人		(一〇)
石濱純太郎		(三)
學報俳壇		(三)

日本の國家構造と政治形態とに按察し得べき特殊性と普遍性とを一の課題として取上げ、これを主として社會學的若くは法律社會學の新見地より検討するためには、理論構成の基礎的前提たるべき若干の概念に關する嚴密なる規定を與ゆべき義務と必要とがある。特に、國家を法的規範の最高體系として見る立場より國家の最高の法的表現たる憲法其他の法條的ロスを意味論理的に解釋する所謂解釋學的法学の手法を踏襲することなく、國家を現象學的本質直觀方法又は理念型概念把握の仕方を通じてゴロス化したる本質としての社會關係の歴史的社會的複合體若くは現象形態として理解せんとする所謂社會學方法論を採擇する限りに於て此事は自己の立場と所論内容との異質性を明示する一手段として要請せらるべきである。即ち、第一には社會學に於て本質としての社會が如何なる基礎構造を有するものとして理解されつつありやを吟味して此點に關する理論社會學者一般の約束を陳述し、第二には本質としての社會の複合體として見られる國家の社會學的構造を其の普遍性に則して闡明したいと思ふ。以上の前提作業に依り確保せられし社會と國家との社會學的概念を以て、我等の現實に住める日本國家なる具體的對象の究明に志向し、其の特殊性と普遍性を見出し且つ證明するのが當面の仕事である。(されど許されし紙數の制限上所論の要約的な止むを得ざる所である)。

體驗的には生成流轉の現象形態として顯現せる特殊具體的社會關係を、靜態的な構造を有つ本質としての社會關係に還元して把握する學問方法は、現象學的社會學派の説く現象學的本質直觀或は理解社會學派の示す理念型的概念獲得等を主たるものとするが、固より此等のみに止まらない。總ての社會學者は自己の採擇せる理論化準則に就ての積極的な方法論的反省なくとも、何等かの方法を驅使する事に依り、本質としての社會の基礎構造に關する理論に到達して居るのである。されど、社會本質の構造分析に對し最も強き學問關心を表明し且つ最も豊富なる業績を生産せるは獨逸社會學なるが故に、茲には多く獨逸學者の所説を參照して記述を試みる。

本質構造若くは理念型的觀念像として見たる社會關係は、水平的には結合と分離、垂直的には上下即ち上位と下位とに區分せられる。されど其處には斯くの如き形態的に觀照し得る原本的關係の全部を貫いて看取すべき他の重要な區分原理が存在する。それは心情に基く區分にして、ロギスの要素の優越なるか又はパトスの要素の優越するかに依り、社會關係を二分する事である。換言せば、合理的なる思惟の優越せる社會關係なるか、非合理的なる情感の支配せる社會關係なるかの何れかである。前者は Tönnies, Max Weber, Stauder, Max Scheler, Freyer 其他獨逸社會學者の用語例に倣へば Gemeinschaft (共同社會) であり、後者は同じく Gelekt (利益社會) である。固より、此等の基礎的社會關係を發展的に又は辯證法的に理解せんとする學者は、此等二者を止揚したる綜合的段階者としての Genossenschaft (組合社會) 或は Personengemeinschaft (人格共同社會) を想定するを常とするも、茲には姑く此の第三概念を視野の外に置く。斯くて社會關係の形態たる結合分離にも上位下位にもそれぞれ共同社會的と利益社會的の心情的區分の存するを認め得べく、現實に日常我等の體驗する社會現象は此等八種の原本的社會關係の無限に複雑なる社會複合體である。

共同社會は愛 Liebe を中心とせる社會關係にして、表現形態としては家族 Familie を典型的者とし、人としては母子の關係が共同社會的理念型に近接せるものである。人格的接觸なるのみならず、自己を相手方の目的の爲の犠牲若くは手段とするものなるが故に、其處に見出されるは利他主義・全體主義の母胎たる一體感である。愛に基く自己犠牲精神の横溢するが故に眞の意味の鬭争なく、假令形態的に上位下位の如き關係體統の認むべきものありとするも、それは支配・被支配の關係に非ずして指導・從屬の關係である。又假令外面的即ち形態的には分離せるも内面的即ち心情的には結合せる關係である。相互作用の媒介たる表現と理解の態様も亦ロギスのなる言葉以前の境域たるパトス的又はエートス的にし

て以心傳心又は肝膽相照の如き情感的なるものである。而して斯くの如き共同社會的關係の根本紐帶としての愛を誘出せしむる要因として、多くの社會學者の擧ぐるものは、血縁・地縁・運命縁・目的縁の四者にして、此等四要因の順序は同時に共同社會關係の濃淡又は強弱の順序をも示すものである。血縁共同社會とは社會關係の根本紐帶に血縁の共同なる意識と之に基く同一血族の愛情とを置くものにして、家族・氏族・部族・民族の如きは血縁共同社會の進化史的段階である地縁共同社會とは社會關係が同一地域に接觸しつゝ住居すると言ふ意識を之に基く郷土愛とに依り維持されるものにして、隣保・部落・村落・都邑・府縣・國家の如きは地縁共同社會の擴大を示せるものである。運命共同社會とは社會關係の發生及び持續が生命身體自由財産名譽等に對する共同の危難に遭遇したる人々が協同的に此等危難に當面し其排除克服に努力する意識情感行動に依存するものにして、驟雨に於ける一樹下の雨宿り、一河の乗合船より家族民族の如きに到る迄表現形態は無數である。目的共同社會とは社會關係が諸種の文化領域に對する共通の關心趣味好尚に依り成立するものにして、諸種の娛樂俱樂部より國際的文化聯盟に到るまで其種類は又無限である。目的共同社會は利益社會の中後述すべき承認的利益社會の概念に最も接近するものにして、兩者の相異は全體的利益の追及より來る一體感と個別的獨占利益の追及より來る對立意識との點にこれを見出す事が出来る。固より此等の四要因に基く四種の共同社會は理念型的概念として想定されしものなるが故に、其儘の純粹形態にて現實的表現を示す事のあるべき筈なく常に又必ず此等の無限なる複合體として現實化するのである。何れにせよ血縁と地縁とは共同社會成立の現實的要因にして其基礎的部分を構成し、目的縁は共同社會成立の文化的要因とも言ふべく其派生部分を形成するものなるが、斯くの如き二型の要因群の媒介者として共同社會的情感の強化する役割を擔ふものは實に客觀的には共通危機、主體的には運命打開の共同實踐を契機とする運命共同社會である。

利益社會は利害關係 *Interesse* の一致に依る社會關係にして、表現形態としては株式會社 *Aktien Gesellschaft* を代表的なるものとし、人としては取引關係に於ける商人對商人が利益社會の本質型に近似せるものである。物質的利害を中心とする取引なるのみならず、相手方を自己の目的遂行に對する物的手段と看做すが故に其處には利己主義・部分主義の地盤たる個人的打算意識が見出される。利害關係の追及に於ける獨我意識のみ旺盛なるを以て對立と鬭爭とは常に隨從し、上位下位の體統關係は必ず自己の爲に相手方の意志を壓迫する支配・被支配・搾取・被搾取の關係である。又外面的には結合せるが如き形態を示すも内面的とは分離の心情を包む關係である。對立せる諸個人間の表現と理解も亦専らロゴス的な言葉を通じてのみ又言葉の限りに於てのみなされ、パトス及びエトスの如きは意圖的に抹消されるが故に巧言令色は有力なる武器として尊重せられる。言はば人間の義理人情を利害關係の量的測定器たる算盤に乗せる種類の心構と行動とは利益社會の理想である。而して斯くの如き利益社會の關係の構成原理としての利害の對立關係は、更に三種の社會關係を現出せしむる。承認關係 *Anerkennungverhältnis*、權力關係 *Machtverhältnis*、鬭爭關係 *Kampfverhältnis* である。承認關係の利益社會は利益・權利・權力の平等配分が契約其他の法律關係を通じて對立する兩當事者により承認せられたる場合の關係にして、自然法の基礎上に羅馬法的傳統を加味して意志自由を強調したる *Rousseau* の社會契約論も意志の自律を無上命令としたる *Kant* の實踐倫理説も此種の利益社會を理想化したものと見得る。權力關係の利益社會は征服被征服若くは支配被支配の上下體統關係にして、利益・權利・權力の不平等的配分が當事者双方より認容せられつつある状態である。言はば一方が支配者の地位に立ちて他方の服従を強制し、此支配と服従との關係が固定状態を呈せるものである。權力意志の優越を説き超人政治を讚美したる *Nietzsche* の哲學の如きは此種の利益社會を理念化したものである。鬭爭關係の利益社會は承認關係の如き水平的對立若くは權力關係の如き垂直的對立の靜態が動搖したるものにして、利益・權利・權力が當事者双方より排他獨占的に要求せら

れ、双方の承認に達するに到らざるものである。換言せば双方が利益の獨占の爲に承認關係を權力關係に變化せしむべく、又權力關係を承認關係に變化せしむべく、更に又權力關係に於ける兩當事者の位置を顛倒せしむべく、鬭爭を繼續する状態である。一は支配的鬭爭と言ふべく、二は改革的鬭爭と名づけ得られ、三は獨裁革命的鬭爭とも稱する事が出来る。人間歴史の本質を鬭爭過程と斷定し無產階級解放の爲の國際的階級鬭爭を極力鼓吹したる *Marx* 及び *Engels* の唯物辯證法的世界觀の如きは、此種の利益社會即ち具體的には有產無產の階級鬭爭を内實とする資本主義社會の状態を對象とするものである。

然れども、現實在としての社會は、純粹たる共同社會的なものに非ず、又純然たる利益社會的なものにも非ず、兩者の無限なる錯綜關係である。又此二者を單なる存在關係として見る事なく何れかの一方に優越せる價值體統を認むる一の理念として見る時にも、其序列は體驗事實としての社會の特殊具體的情勢に依り決せらるべきものにして、恣意的に共同社會の上意、利益社會の優越等を斷定すべきではない。人間の存在及び文化を共に調和を保持せしめつつ無限に向上發展せしむる爲には、血縁紐帶を根幹とし生物學的種族保存に志向し全體社會の福祉の爲に個人の犠牲を要求する共同社會と、權利若くは權力の爭奪を契機として文化的自我意識の覺醒を目圖し個人の幸福及び自由の確保の爲に超個人的全體社會よりの統制的壓迫を排除する利益社會とを、長短採補の意味にて等しく尊重する必要がある。若し共同社會と利益社會とを人間存在の向上發展に對する辯證法的契機として觀察する事が許さるれば、此等兩者は相互に他を否定的媒介として作用せしむる事に依り、自己の存在を意義あらしむるのである。即ち愛を中心として團結し個人の自由を犠牲とする全體主義的な共同社會は、個人的利益追及に狂奔し全體福祉を忘却し易き利益社會の傾向を一種の惡として否定するも、此否定は其儘に止まるに非ずして直に自己に對する反省的資料と化し、現在の實踐を通じて未來の善に轉化せしむる契機たる役割を履行する事と成る。共同社會を

肯定とせば利益社會は否定と成り、現在に於ける知行合一的實踐を通じて實現さるべき未來社會は、否定の否定たる綜合統一者である。利益を紐帶として結合し全體の秩序よりも個人の自由に優位を認むる個人主義的な利益社會は、全體の統制を重視して秩序の保持にのみ専念し、文化創造の刺激素たる獨創・競争等の活躍を否認壓服せんとする傾ある共同社會を一種の惡として否定するも、此否定は否定の否定たる未來社會建設への辯證法的契機若くは媒介と成りて、新なる創造的な役割を遂げるのである。畢竟、現實在としての社會は共同社會と利益社會とを自己の向上發展に對する競合的契機として作用せしめつつ自展自然せるものにして、此事は「社會化したる個人」と「個人化したる社會」を單言せば Max Scheler の説ける「人格共同社會」 *Personenheit* を以て理念としての社會の姿と見るべき事を示唆してゐる。されど人間の生存そのものにとり肝要なるものが共同社會にして、人間の文化そのものにとり必須なるものが利益社會なる事は如上の説明自體よりして當然推測し得る所である。従つて、人間社會が只管共同社會の方向にのみ自己の進路を規定せば、一定集團生活の全體的秩序こそ十全に維持せられんも、其代償として個人の獨創を萎靡せしめ進歩發達の精神を衰微せしめ文化創造を阻害する恐がある。保守反動の社會は共同社會の理念のみを墨守する方針より發生し易く、結局文化文明の爲の闘争過程に落伍者として淘汰される憂がある。之に反して、人間社會が専ら利益社會の傾向にのみ自己の歩調を合せば、一定集團内の各成員に於ける自由の精神こそ奔放に發揚せられんも、其對價として社會全體の福祉に對する關心稀薄と成り秩序を破壊し團結を弛緩せしめ結局人間生存の民族的種子を絶滅せしむる事と成る。此等の長短を充分に査察して、此等兩者を共に活かすべき社會關係を想定する仕事こそ、専門社會學者に課せられたものである。

國家なる現實在を如何なる側面より如何様に解釋すると、それは今日の人間にとり日常的體驗内容の一部として儼然たる存在を有するものである。社會生

活を營める各個人の意識・情緒・信念の内に座を占むる國家の姿は千紫萬紅にして、國家なる姿の排去が如何に今日の生活内容を空疎貧乏たらしむるか、何人も日常程の體驗を以て理解せる所である。斯くの如き國家をも今日の理論社會學は本質としての社會關係の歴史的現實的諸複合體の一種と見て、自己の學問對象たらしむべく取上げる。此故に社會關係の一表現形態としての國家の研究は、社會學の誕生以來今日迄終始渝ることなく此學の重要課題と認められ、其研究も時の經過に順應して注目すべき發展を示してゐる。余も亦前述したる社會の本質構造に關する基礎知識に準據して獨自の國家論を展開したい。

されど、國家を社會關係の一複合體として社會學の課題たらしむる學問傳統、所謂國家の社會學的解釋なるものに就ては、他の専門諸社會科學就中法律學方面より若干の異議申立がある。此等の諸異議は國家が法律學の排他獨占的研究對象なる事を主張する國法學者により好んで提出せられる所にして、往昔には獨逸の國法學者 *Hans Kelsen* に依り提出され、最近には所謂純粹法學の主張者として知名なる奧地利の國法學者 *Hans Kelsen* に依り重て提出されてゐる。固より二學者の異議提出は其時期半世紀間の相違あり且つ内容にも顯著なる相違の認むべきものありとするも、國家の本格的研究が國家の論理的本质上社會學に屬すべきに非ずして法律學に屬すべきを主張せる點に就ては、二者其軌を一にしてゐる。而もトライチケの態度の可成に妥協的なに對し、ケルゼンは新カント學派の先驗論理主義的學問方法論即ち當時の學界一般を風靡せし程有力なりし學派の所説を背後に擁せし強味を自覺せるものの如く、方法論的純粹性を武器として積極果敢に社會學の國家研究に於ける越權を攻撃し國家の法律學的解釋なるものを全面的に排撃してゐる。今茲にケルゼンの所説を詳述する餘裕を有せざるも要旨は極て簡單である。即ち、社會學は從來の諸學者の研究諸業績に徴すると、社會を心理發生的的研究方法としての自然科學の對象として觀察する結果、これを飽迄因果必然の法則に支配せられし存在 *Sein* として取扱ふ。社會の本質を生物有機體との類比に依り把握せんとする舊社會學も、心的相互作用・威壓・模倣・同類意識其他多くの因

素に見出さんと努力する新社會學も、社會を當爲 Solter の體系に屬する事なく、存在 Seins の關係として認識する中心態度に於ては、其處に異なるものあるを見ない。而も國家も亦斯くの如き存在關係として見たる社會の一現象たる特徴に於て認識されし結果、心理發生的存在としての國家の諸相なるものが、從來盛に専門社會學者に依り研究され、時としては専門法律學者までも此方法に誘惑され、國家の法律學的解釋と國家の社會學的解釋との二者の可能のみならず更に必要をも説く學者をも出現するに到つた。然れ共、國家の本質は存在に非ずして當爲である。國家成員に一定の命令を下し其服従を強制すべき點に、國家を他の諸社會團體より區別すべき本質的特徴がある。國家よりの命令と成員の之に對する服従とは、法規範を通じて成され、最低の法規範は段階的に上位の法規範に歸屬する事に依り自己の妥當性を確保し、此歸屬關係は最高の法規範たる一國の憲法若くは超國家的なる國際公法に到つて止む。斯くて法規範體系としての國家の本質は最高の法規範たる憲法の條章に於て把握すべきである。右の如く見來れば、國家は他の諸團體と異り法規範即ち當爲の體系に屬して斷じて存在關係に非ざる事が、自ら結論として現はれて來る。然るに新カント學派の認識論の證明する如く、存在 Sein と當爲 Sollen とは相互に何等の聯絡もなき論理的異質者として永久對立の概念である。「斯く在る」と言ふ存在命題より「斯くあらねばならぬ」と言ふ當爲命題を導入する能はざると共に、當爲命題より存在命題を導入する事も論理上不可能である。存在と當爲とはカント的なる認識論の眞理性を信する限り相互の間に永久に越ゆ可からざる溝渠を有するものである。然りとせば、對象の本質上當爲體系たる國家を研究し得且つ研究す可き學問が當爲體系の歸屬關係を解釋する規範科學としての法律學にして、存在關係としての社會現象を心理發生的に研究し因果關係を説明する自然科學的社會學に非ざるは自明の眞理である。國家の社會學的解釋の可能を信する者は、論理の峻嚴性を看過し方法論的省察を缺如し學問論的誤謬に陥れる事を悟らざるものである。茲に於て先づ方法論を純化する必要があ

り、方法論的純粹性の理念に精進したる研究所産が純粹法學の確立である。

以上の如き國家の法律學的解釋に對する批評は、批判の對象とせられし社會學側には意外に尠きも、専門法律學側には相當之を見出し得る。獨逸國法學界にてケルゼン學派に對立せる Snaend の所謂統合說 Integrationstheorie の如きは、餘りにも國家靜態の意味論理的解明に執着して國家動態の把握を不可能ならしむる自繩自縛に對する一警告とも受取り得る。實は社會學者側がケルゼンの批判に立向つて反批判を試みる必要を感じる前に、ケルゼン説の根柢を形成せる新カント學派の先驗論理主義的學問論自身が其後に擡頭せる現象學派若くは現實學派の科學方法論に依り批判され凋落の一途を辿りしが故に、遂に着目すべき反批判を社會學方面に見なかつたのである。一層正確に言ふと、社會學はケルゼンの批判の如何に拘らず、社會學に獨自固有なる立場と方法とを以て國家なるものを研究し相當の業績を擧げつつありし爲に、他よりの批判に何等の痛痒を感じなかつたのである。社會學は國家を飽迄歴史的社會的實在 *geschichtlich-gesellschaftliche Wirklichkeit* の一表現として見るが故に、一面には國家の構造に關する靜態圖式を作成すると同時に、他面には國家の變動に就ての動態理論をも構成する。又國家の存在側面と當爲側面とを形式論理的に峻別して其處に放置する事なく、兩者を辯證法的に國家の無限なる向上的展開に對する契機的媒介者として理解する。國家は成員の共同社會的及び利益社會的實踐を通じて動態性を得るものなるが、斯くの如き意志的實踐に具現せられる國家は、其存在側面の因果法則のみによりても、又其當爲側面の歸屬性のみにても、十全に理解し得ざる別範疇に屬する現實在である。社會學的解釋が國家を自然實在と誤認せしむる自然科學に墮すると認識する事自體こそ正しき意味の社會學に對する誤認であり、法律學的解釋こそ國家の規範的本質を闡明する唯一者と認識する事自體こそ正しき意味の國家學の貧窮化である。されど當面の課題は斯かる消極的な辯疎に非ずして、積極的に社會學方法を以て國家一般の本質を把握する事である。(未完)

徳川時代に於ける大名と町人

講師 佐伯 三郎

は し が き

私は、この稿に於て、天下泰平を謳歌された徳川幕府の下に於ける、大名と町人との闘争について、若干述べたいと考へる。此の闘争は、大名が町人を抑へつけ、町人が大名の権力を奪ふと云ふ考への下に、相互に意識的に目的を定めてのそれではなかつた。此點に於て、旗本の奴が、當時遊人の間に人氣のあつた町奴を町奴が旗本奴を、相互に抑へるために相闘つたのと事情が異なるのである。大名と町人との闘争は、意識的ではなかつたが一定の制度、一定の經濟制度が生んだ所の必然的な運命を擔つたもので、徳川三百年の永きに亘つて行はれた闘争であつた。茲に一定の制度と言ふのは、徳川幕府の存立の基礎であつた封建制度であり、一定の經濟制度と云ふのは、封建制度に特有な資本の威力が次第にその度をますが、尙その威力が完全に發揮されない。所謂前期資本主義時代である。大名は徳川幕府の下に地域的に絶對的權力を與へられた、所謂支配階級であり、與へられた範圍内に於ける武力と政治的權力を兼ね備へた貴族階級であつた。町人は徳川幕府の封建經濟のもとに、交換經濟の發達につれて、次第にその頭を擡げた、所謂新興階級であつて、士農工商といふ嚴しい階級制のもとに、最下級として

さげすまれ、最もいやしむべきものとして、只、金銀を蓄へてその力に依る外何等のぞみなき被支配階級であつた。

この兩極に立つ二つの階級、大名と云ふ貴族階級と町人といふ下層階級とは、武力に訴へた戰國時代を経て、織田氏の國內統一の開始、豊臣氏の統一の完成、それをうけた徳川時代の誕生によつて、新しく對蹠的に考へられ出した二階級である。大名は、その大多數が武の賜によつて、その貴族的な地位を保證されることとなり、士農工商の一切の支配者として、泰平の世に出現することとなつた。町人は、その若干は、戰國時代の苦き經驗に打克つて、その財を永らへたものもあるが、大多數は、町人とさげすまれながら、天下泰平の徳川時代の經濟の發達のもとに、交換經濟の擔當者として、新しく出現したものである。大名が、天下泰平によつて、その武力をもてあまし、歎聲これ久しくして腕を撫してゐる間に、町人は天下泰平を謳歌して、その意氣を益々盛にし、その新しき力を發揮した。泰平の續くに於て、大名は保守的となり、町人は進取的となり、大名は時代に後れ、町人は時代に一步進めた。しかしそれは、保守的と、進取的との、思想的な争ひとならずに、大名の權力と、町人の金銀力との争ひとなつた。そして、この争ひは、遂に、古き權力に

依頼する大名を、新しき金銀力をふりかざした新興階級である町人が抑へて、封建經濟の桎梏を破り、新しき資本主義經濟制への樹立となつた。徳川幕府の存立の基礎である封建制度が崩壊する、一要素としての、大名の權力と、町人の金銀力の無言の争ひを、以下の各項に於て明かにしたいと考へる。

一、大名の經濟的基礎

大名は、徳川時代の階級制度である士農工商の四階級の上に立つ、支配的階級であつて、封建制といふ政治的組織のもとに於て、その領土内に絶對的支配權を持つものであつた。然し、こゝでは、その階級的位置を論ずる目的ではないので、問題の中心である、大名の經濟的地位に就き筆を運ばんとするものである。大名の經濟的基礎をなしてゐるものは、大名の支配してゐる地より收穀する米であつて、米以外の諸物成もないではなかつたが、此のことは、大名の格式以下諸武家の封祿が石高をもつて示されたことによつても明らかである。大名の格式を表す石高は、大名の經濟的基礎であつたが、それは、所謂表高であつて、十萬石の表高は、十萬石の米の實收高を表すものではなく、十萬石の土地を支配することを意味してゐた。故に、大名の表高は、その支配する土地の總產額を言ふのであつて、實質的に大名の經濟的基礎をなすもの、即ち、實質收入は、その土地に課する税制に於て、收穀される税高であつたのである。幕府初政の税制は、大體に於て、四公六民であつたから、十萬石の表高のある大名は、十分の四の收穀、即ち四萬石であり、そはかつ粗高であつたから、これを玄米に引直すと、五合摺と

して、二萬石であつた。

徳川幕府随一の大藩である。加賀、能登、越中に於て百二萬石を領有する前田家の如く、その所領の大部分は、徳川氏の初代に、江戸城の修築、親藩である名古屋城の築城其他の土木事業に財力を盡せしめられ出来ただけ其の經濟的地位を弱める政策を蒙つたのであつた。それゆゑ、大名の經濟は、その初政より、裕福ならしめざる様との徳川氏の大名政策に牽制されて農民よりの收穀に依存する脆弱なる地位に置かれた。かくの如く大名の經濟的基礎が、農業經濟に依存しかつ、その表高に比して、實收高は極めて貧弱なものであり、他方に於て、貨幣經濟が進歩し、經濟生活が複雑化して經費がかさみ行く上に、收穀が固定し、かつ不安定なる米に依存した大名の經濟と云ふものは、その創建の始めより、伸縮性なき脆弱なものであつたのである。

この收穀を以て、大名の經濟は如何に償はれてゐたか。大名は武力によつて、その地位が與へられ、維持されるものであつたから、その格式に照應する武士を擁し、これを養ふ必要に迫られてゐた。故にその收穀高の半分は知行として、家臣に給與するを要し、残りの半分が大體、大名の參觀交代の費用、江戸詰の費用その他の費用に充當されたのである。今、十萬石の表高のある大名の收穀と、その費道を一表に纏めれば、

收 入

表 高		實收高 (四六)	
十萬石	支	四萬石	實收高 (五合)
	出	二萬石	玄米高
家臣の知行表	家臣知行表	江戸詰、參觀 其他の費用	

五萬石 一萬石 一萬石

であつた。以上は、米を以て説明したのであるが、大名の収入は米であつたが、その支出は金銀錢であつたから、收穀した米を貨幣に換へることが必要であつた。收穀した米を貨幣に換へる事は後述する如く、之を大阪の藏屋敷に廻米して、藏元をして賣捌き、銀掛屋をして金銀を江戸の藩邸に送らしめた。此の米を金銀に換へる際、最も重要な問題は、米と金銀との比價、即ち米價であつた。米價は大名の經濟を左右する重大事實であつたから、幕府が封建制度を維持する建前に於て、最も重要視したものであり、米價統制が實施されたが、その實効なく、騰落が常なかつた。それ故、豊年には米價下落して、大名は困窮し、凶年には、農民泣くの悲喜劇を演じたものであつた。

二、米遣ひの經濟より貨幣經濟へ

徳川時代は、米遣ひの經濟時代であると言はれてゐる。それは、徳川幕府を中心とする封建制度が、農業經濟に依存し、幕府の經濟をはじめ、諸大名、旗本、一般武士が、米を基礎とした經濟であつたがゆゑである。即ち幕府の支配權を示す經濟が、徳川八百萬石であると云はれ、大名、旗本、及び武士階級の格式を示すものが、何萬石の大名、何十石の旗本と言ふ等、米を以て言ひ表はされる、米石高を單位とする經濟であつた。

更に幕府の收納が米を主體とする税制であり、諸大名の收納が米を主體とする税制であり、旗本及び武士の知行が米であり、徳川封建經濟の下にある諸藩が、米穀を以て基礎としたのである。この交換價値が極めて不安定であり、保存性に乏しく、且つ、豊凶によつて收穀の不確實な米を、何故徳川幕府が、財政經濟の基礎としたか、それは、こゝに論ずる限りではないが、一つは傳統的であり、一つは當時また、交換經濟が充分に發達してゐなかつたからである。武家政治の初めである鎌倉幕府の創始から、武士は土によつて起り、土によつて生長し、土に基礎を置いて、權力を得たのである。徳川幕府も、この傳統的な土に經濟の基礎を立て、土より生産する米に、その權力の地盤を求めたのである。貨幣による交換經濟の發生は、已に中古にその萌芽を見たのであるが、それは都市を中心にして、一少部分に行はれるのみで、田舎に於ては、物々交換が一般であり、織田、豊臣時代に於て急激に發達したが、また一般的に自然經濟の域を脱し得なかつた。徳川幕府のはじめに於ても、このことは、同じであつて、徳川封建經濟も亦、交換經濟の上に立つを得ずして、米の經濟の上に立つたのである。

米遣ひの經濟が、形式上一般であり、米遣ひの經濟組織の上に立てられた徳川幕府の下に、織田豊臣時代に準備された貨幣經濟は、急速に發展した。それは、徳川氏の貨幣統一政策と、政治の安定による貨幣經濟の普及と、交通の發達による交換經濟の發展とからであつた。家康は、信長、秀吉の偉業を繼いで、拾兩金大判を十分して、一兩の金小判を作り、兩を以て價格の單位とし、銀貨幣の品位を一定し、錢を統一し、金

銀座の制を立て、金銀の集中政策を行ひ、貨幣の統一に成功した。この成功は、一つは徳川幕府の中央集権力の力も、大きかつたけれども、當時、金銀が非常に多く産出されたことも記憶されねばならぬ。天下泰平を謳歌して、戦争は過去の物語となり、政治が安定して、こゝに活潑な經濟の活動がはじまり、貨幣の普及が都鄙を通じて行はれるやうになり、物々交換の不便は次第に除去されることとなつた。更に、參觀交代の制度は、交通の發達を促し、金銀錢の使用を普及し、各地の物産が相互に輸送されて、貨幣による交換經濟が大いに發展することとなつた。

かくして、時代の形式上の標語である米遣ひの經濟は、それが表面上に浮び上る、一つの定型にすぎなくなつて、實際上に於ては、金銀錢遣ひの經濟、所謂金遣ひの經濟となつたのである。大宰純は、その著「經濟錄收遺」に於て「昔は日本に金銀少く、錢を鑄ることとなりし故に、上より下まで金銀を使ふこと稀なり錢も異國の錢ばかり使ひて用足りしに、慶長年中より金銀豐饒になり、寶永錢を鑄てより、大事にては金銀にて用を足し、小事には錢にて用を足す。中略、然れば今日の世は只金銀の世界にて、米穀は朝夕の飯食に充つまでにて足れり。布帛は衣服に充つるまでにて足れりとす、その餘は皆金銀にて、大事も小事も用一度にて辨ずる故に、天下の金銀を賈ふこと昔に百倍せり」と言つて、米遣ひの經濟より、金遣ひの經濟に移れる姿を寫して、その間の事情を簡略に述べ、明かにしてゐる。徳川幕府が、一方に於て、米遣ひの經濟、即ち物品經濟の制を組織しつゝ、他方に於て、金遣ひの經濟、即ち、貨幣經濟の制を建て、貨幣の統一普及を計つたことは、幕府自らその經濟組織の中に、二つの相矛盾した要素を抱懷し、それが時代の推移につれて、その反撥によつて、次第に苦窮に陥つたと同時に

幕府の一環であつた諸大名の經濟を著しく困難な立場に立たしめた。こゝでは、幕府の經濟を論ずるのではないから之を除外し、諸大名の經濟の點から言へば後述の如きものとなるのである。

三、町人の擡頭

徳川幕府の政策は、幕府、旗本をはじめ、諸大名武士の權力を存立せしめること、及びそれ等の權力の存立を妨げないことを以て根幹とした。故に嚴として確立されてゐた士農工商と言ふ階級制度も、この根本方針から生れたものであつて、農は、生産要素の主位にあり、封建經濟の基礎が土地生産物の價値に依存する點から、最も重要視された。工は、古くより存在し、且つ土地生産物に加工し、幕府以下の武器の製造その他の衣作を作る者であると言ふ建前に於て、その次に重要視された。しかるに、商は當時、武士が口にするだにいやしめられた金錢に執着し、算盤をはじき利益を考へる以外に、取柄のない階級として最もいやしむべきものとしてゐたのである。かゝる、階級制度の下に、最下級に屬する者として、最もいやしむべき地位に置かれた町人は、その持つ役割を、交換經濟の發展の程度に照應して、次第に發展せしめたのである。

徳川時代の「天下泰平」と言ふ詞は、それだけ、經濟の發展を意味し、貨幣の統一、貨幣の普及、交通の發達に伴ふ交換經濟の發展は、凡ゆる階級をかつて、幕府も大名も社寺までも、商人化せしめた。この中、町人は最も理財の道にたけ、交換經濟を擔ふ専門家であるだけに、交換經濟の發展につれて、それに伴ふ利益に明るく、少許の利益を追及し、その活動は、最も立勝つてゐたのである。交換經濟の發達にとともにその中に横たはる利益に明るく、少許の利益を見逃さない立勝れる町人收利眼は、突如として生れたもので

はない。戰國時代の戰亂にあつて、交換經濟の擔當者であつた町人は、たび／＼の苦い經驗を経て、徳川時代を迎へたのである。この戰亂中に得た苦き經驗は、弓矢の中をくぐつて來た老功な武士の如く、町人をして、如何なる時代にも順應して、その收利を果す、老功なる手腕を築かしむる基礎となつた。

この古き苦き經驗と、その間に築いた財を擁して、徳川時代の活潑な交換經濟の動きの中に立つに至つた町人の外に、交換經濟の發展につれて、或は武士より或は農民より、或は工匠より町人になつたものも少くはなかつた。「當世誰が身の上」に「大阪横堀と言ふ所に、材木屋の何某とて、祖父までは弓矢たづさへたる家なりしが云々……」。又「櫻蔭比事卷五」に、「昔都の町に、昔は武士なりしが、大分金銀貯へて、奉公をやめて末々迄も町人の覺悟して云々」と。又、「同書卷一」に、「先祖より手馴れたる鋤鋤を使ひし野道と、商道とは、格別の違ひで、年々もとでへらし云々」とあるなど、この間の消息を物語つてゐる。これ等の町人の生立ちとは、當時の文書に表れた一例であるが、織田、豊臣、徳川時代に武士をすて町人となつた者も多かつたことは、鴻池氏、住友氏、三井氏等その例は少くない。それ等のすべてが、町人となつて商場裡に成功の名をかち得たのではなく、實際徳川時代創世から終まで、その地位を保つたものは、寧ろ例外な位であつて、町人にとつては、戰國の亂世と同じであり、今日の榮華は明日の滅亡であつた。武士が戰場に於て、屍をこえてその功を争ふ如く、町人は町人の屍を越えて、その地位を築き上げたのである。

四、大名の困窮

この文の(二)に於て述べた如く、大名の經濟的基礎である土地から生産される米は、その交換價値に於て

不安定であり、保存性に乏しく、かつ其の實收穀が表高の五分の一にしかならなかつた。その表高の收穀の五分の一は、半分が家臣の俸祿として與ふるものであつたから、大名自體に残るものは、表高に對し其の十分の一に過ぎなかつた。十萬石の大名の手許財政は、實に此の十分の一である一萬石によつて支辨せられ、これを以て、江戸詰の經費から、參覲交代の經費、その他一切の經費をまかなはねばならなかつた。大名の財政の基礎である米の收穀は固定的であるのに、經濟生活の進歩は、大名の經費を年々膨脹せしめた。加ふるに、裕福であると見られた大名は、幕府及び御親藩の築城、修築等の經費をはじめ、幕府の河川改修、堀割等治水事業に参加を命ぜられて大金を費し、又幕府の慶弔には強制的な納金を強ひられた。一般的な大名の經費が不足し勝ちである上に、不時の支出は、大名の經濟を涸渇せしめ、大名の財政が、以前述べたやうに、根本的に著しく伸縮性と脆弱性を有してゐた次第であるから一層、困窮を招いたのである。大名の支出する以上の經費は、金銀錢を以てする貨幣的支出であり、その收穀する米は、物それ自體であるから、大名はそれを貨幣に換へなければならなかつた。米の交換價値は不安定なものであつて、米價は絶えず騰落したから、大名がその收穀米を貨幣に換へるために之を、町人に賣捌かせる必要あり、その際、米の貯蔵性に乏しいことが、町人に利用されがちであつた。かくして大名の經濟は、根本から困窮するやうに出来て居り、それは、徳川幕府が治世の根本である、大名の經濟が富裕にならぬやう、倒れない程度に置く政策になつてゐたのである。

大名の財政的困窮が、以上のごとき事情によつて深刻化するや、大名は家臣の俸祿を半知とし、百姓の納める米租を引上げ、或は、米租の前納を申しつけ、富

裕なる百姓より種々の名目を以て獻金せしめた。半知といふのは、はじめは臨時に知行高の幾千かを借り上げたものであつたが、後にはそれが次第に多くなり、かつ常となり、最後には、半知以下にまで及んだのである。太宰純、『經濟録拾遺』に「近來諸侯大小となく、國用不足にして、貧困すること甚しく、家臣の俸祿を借ること少きは十分の一、多きは十分の五乃至六なり」とある。

又、百姓より收穀する租税の割合は、四公六民を普通としたが、後には五公五民となり、六公四民とし、甚だしいのには、七公三民の割とした。この重租の上に、百姓の納穀期を繰上げ、次年度の米租を納めしめた。甚だしきに至つては、二年三年後の米租を納めしめたのである。その上、支配地の百姓町人より、富める者を召出し、種々の名目を與へて金銀を借り上げ、急場を救つたのである。家臣の俸祿を削り、支配地の人民より借上ぐるこれ等の方法は、結局、大名がその財政の基礎である地盤を、自ら食ひあらすものであつて、家臣に不安を與へ、支配地の百姓を離村せしめ、町人を逃亡せしめることとなり、要するに、蛸が自らの足を食むと等しき拙策であつたので、他の方法を案出したのであつた。それは、大阪、京都等の富商から金銀を借用することであつて、大名の権力と信用とを利用して、町人から典當なしに金銀を借りたのである。大名の困窮は、大名の生活上の借金即ち、消費貸借に屬するものであるから、借金を返すために更に借金をせねばならぬものであり、借金の減することなく、増加する一方であつた。かゝる現象は、特に撰ばれた大名だけでなく、一般的に、大藩たると小藩たるとを問はず、いづれも同様のありさまであつた。太宰純著「經濟録拾遺」に、「近來諸侯大小となく、國內不足にして、貧窮すること甚しく、……中略……國民より金を

出さしめて急を救ふ。猶足らざれば、江戸、京、大阪の富大賈に金を借ること年々にして、借るのみにて返すこと罕なれば、子亦子を生みて宿債増多すること幾倍と云ふことを知らず。能澤了介が海内諸侯の借金の數は日本にあらゆる金の數に百倍なる可しと云へるは寛文永寶の年の事なり。それより七十年を経ぬれば今は千倍なるべし」と云ふ。町人に對して、借金することは、絕對權力を有する大名といふ貴族階級が、最下級の賤民とされた町人に、その地位を顛倒して、頭を下げることであるから、避け得るだけ避けたかつたものであるが、目前にせまる窮亡に耐へられなかつたもので、「松屋筆記」には、「役人は心中無念ならぬ、しかれ共主君のためなれば武士道も捨て、町人の太鼓持することとなれり」と記し、大名の家臣が、主君の財政窮迫を救ふために、戰場に臨むより苦しみ思ひにて、町人の太鼓持をしたものである。

五、町人の金銀力

町人の擡頭に就ては(四)に既述した。それは武士が戰場に於て屍を越えて戦ひ、武運よく勝利者となつた如く、交換經濟の戦ひに、商運よくその財力をかちえたものである。徳川時代に於ては、交換經濟は發達したが、それは、町人にとつて最も苦難の多い、不景氣と好景氣との交錯の間に、次第に發展を見たのである。それは、多く天災的であつて、地震、雷、風、火事、津浪等で、今日の如く保險の制度なく、又町人はその浮沈が爲政者によつて顧みられず、町人を抑壓する法令はあつても、今日の如く町人を救ふ何らの手段も講ぜられなかつたから、天災のまゝに委ねられた。この不景氣、好景氣現象は、家康時代の緊縮政策による不景氣、家光時代の積極的政策による好景氣、四代家綱時代の緊縮政策による不景氣、五代綱吉時代の奢侈と

貨幣濫發による好景氣、六、七、八代將軍の緊縮と豐年による不景氣(以下略)等である。徳川幕府は町人の權頭が、その政策上都合が悪かつたから、種々の法令を出して、その發展を妨げ、甚しいのは、幕府が、單に町人にすぎたる奢侈と云ふ一片の法令によつて、古今に比を見ざる大富豪屋を闕所とし、その財産を沒收し、又加賀藩は、錢屋を殆ど何の理由なく闕所とした。その上、大名の財政の困窮を救ふために、町人から借り上げ、大名といふ絶對權によつて、御斷り政策に出で、多年の努力によつて築いた家産を、そのためにつぶすこととなつた。三井家の祖、三井高房の著したる「町人考」によれば、諸侯の御斷りによつて、滅亡したるもの、若しくは滅亡に瀕したものが、元祿、貞享前後五六十年間に、石川自安、萬屋清六外四十四家がある。之等の町人は、その身命につぐべき金銀を諸大名に貸して、御斷りをくひながら、城砦と濠と武によつて守られてゐる絶對權力者の前に、なすべきを知らず、没落して行つたのである。

權力から來る外部的な戦ひ、經濟上より起つた價格變動に對する内部的な戦ひの中に、町人はよく「堪忍」と「節約」を信條として、金銀の力を掌握した。實際金より外に生きる道のなかつた町人は、算盤をはじく事を唯一の業とし、片山蟠桃著「夢の世」に「中古以來金銀の通用盛となり、金銀あれば家富み榮え、愚も暗となり、不肖も賢となり云々」とある如く、朝夕金に生きた。その金を儲けるためには、當時の町人抑壓の下に、「堪忍」を第一の信條とした。「當世誰が身の上下」には、「堪忍あれば、商人は銀を儲け云々……」又「あつめ草一」には、「何事も唯堪忍のこの箱に、世々納めたる家ぞめでたき」などあり。節約は、金持金を使はずで、町人の第二の信條であつた。

大名の財政的窮迫に引かへ、何ら權力のない町人は

次第に金銀を貯へて、金銀の力によつて、その地位を實質的に向上した。彼等が富を蓄へ富商となる方法は第一に兩替金融をつかさどることによつて、その大をいたしたものと、第二に、専ら商品を賣買することによつて、其の富を蓄積したものと、第三には、商品の運送就中、海運によつて、其の大を成したものとに別けることが出来る。第一の、兩替金融によつてその富を來たしたものに、兩替商があり、銀掛屋あり、札差があつた。兩替商は、金銀及び諸藩の發行する藩札等の兩替に當り、本兩替、錢兩替、米方兩替あり、又金銀會所に於て、金銀を賣買し、その比價變動の利益を收めた。銀掛屋は、諸藩の大阪廻米を賣捌く際に、藏元との間に立つて、金銀の出納を代理し、賣上代金を江戸に廻送する役目を持つてゐた。札差は、江戸旗本の給米を代理して金銀に代へ、旗本に納める役目を果し、その間、一方に於て賣捌きの手数料、他方に於て、旗本に前貸した金銀の利子、及び米の騰落による利益を收めたのである。兩替商と、銀掛屋は、當時に於ける最も巨大なる富商が之を行ふ所であつて、その本業以外に大名貸しによつてける利益、又藏元を兼業することによつて、大いに利益したのである。

第二の、専ら商品を賣買することによつて、その富をなしたものは、諸藩の大阪廻米を賣捌く、藏元として、又當時我國の生産の大宗であつた米の投機賣買を行ふことによつて、大なる利を占めた。勿論、その他の商品の賣買によつて利益を得たものも多かつたが、例へば、長崎貿易、糸割符商人、呉服、酒その他日常生活品の賣買等であるが、それ等と雖、藏元商人の大には及ばなかつた。

第三の、商品の輸送、主として海運による利益は、近海運送が盛に行はれた結果、江戸大阪の海運、瀬戸内海、裏日本の海運によつて大いに利益したものであ

る。之等は、菱垣海船、樽海船によつて知られてゐるが、裏日本の海運を一時獨占してゐた錢屋五兵衛等を除き、多く商品賣買業者が、組合を形成して、之を經營してゐたもので、従つて、第二の商品賣買を行ふ商人の支配する所であつた。

之等の營業に従事する町人は、當時の最も典型的な富商の場合を擧げたのであるが、その他に、商人の役割が、交換經濟の進歩によつて、大なると共に、之に次ぐ町人が、大いにその富を有つことになつたのは明らかである。そして、以上あげた三つの商人の分類はその業務を分つて説明した便説的なものであつて、それらは互に兼業してゐたものであり、兩替商は藏元を藏元は又銀掛屋を、(甲藩の藏元は乙藩の銀掛屋を、乙藩の銀掛屋は甲藩の藏元を、又之等の富商は、商品の賣買又は運送を兼ね營み、それ等の商業上の利益を獲得し、一大富商王國を形成してゐた。當時の富商が如何に大なる富を抱いてゐたかは、彼が寶永三年、身分不相應の奢りとの理由によつて、關所になつた時の財産中主なるものを擧げれば、土藏七百三十ヶ所、本船二百五十艘、家屋四百十二ヶ所、貸金一億百五十三萬三千三百兩、右合計一億二千八百八十六萬兩余、とありこの一例によつても、當時の町人の金銀の力が如何に大であつたかを知ることが出来る。

六、結 語

以上、簡單ではあるが、大體に於て、徳川時代に於ける貴族階級である大名と、土農工商の四階級中最下級と目された町人との、無言の闘争について筆を進めて來た。これは筆者が淺學非才の致すところから、又文章上の叙述の拙から、はつきり讀者の頭に移すことが出来なかつたかと慮れる所であるが、慥に、徳川時代の經濟史は、此の兩者の對立に其本流が見出され

と考へる。こゝに記したものは、大名と町人であるが、一方に於て大名を、幕府、旗本、武家等と併せて考へ、他方富商のみならず、一般交換經濟にたづさはるすべての町人を含める時、支配階級と、被支配階級との經濟的闘争が浮き上る。それは、換言すれば、江戸幕府を中心とする封建經濟の下に於ける、権力と資本との相克であつて、またそれは、自然經濟と交換經濟の闘争であるとも言へる。徳川封建制度は、當時我國に於て、土地と勞働とが支配し、資本は發生を見たがその支配的努力が極めて微々たるものであつた所の自然經濟時代と必然的な傾向である、土地經濟に依存し、土の生産物の價值にその基礎を置いた。故に、徳川時代の全經濟過程を通じて、土地の生産物の價值に依存する政治經濟組織がそれを支配し、資本の價值發展が、幕府をはじめ諸大名の政策によつて、妨げられた。しかし、徳川三百年の間に、自然經濟の殻を破つて、交換經濟の地位がそれに代り、貨幣の活動が一般的となつて、資本がその間に貯蓄され、前期資本主義の芽が土地に根を置く封建經濟の中から、すく／＼と成長した。前者を代表とする幕府をはじめ、諸大名の權力の基礎である、土地生産物の價值が、經濟發展の狀態の進むにつれて、全經濟中に占むる一少部分となり、交換經濟の發展につれて、益々その地位が下になつた。此の經濟發展によつて、地位の下つた土地生産物の價值に依存する大名の財政は、雲達磨を轉ばした様に、困窮の度を加へて行くのは當然である。これに氣附かなかつた諸大名の當局は、必死となつて、その古き權力により、土農工商、特に交換經濟の發展によつて金銀を支配する新しい階級である町人に對抗し續けんとした。自然經濟から交換經濟へ、米遣ひの經濟から金銀遣經濟への發展、それは、徳川幕府三百年間天下泰平、子孫繁昌の成果であつたにかゝらず、此

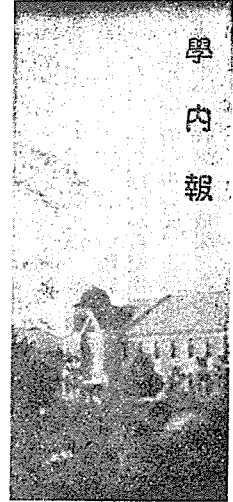
の變化を見破つて、新しき經濟へ順應することを得なかつた。これが徳川封建制度の崩壞の原因であり、幕府の一環である大名をはじめ旗本、武家階級が貧困に陥り、表面上町人をいやしむべきもの、さげすむべきものとしながら、裏面に於て、之に頭が上らなかつた偽らざる姿である。交換經濟が、次第に發展し、凡てが交換價值の對象物となり、土地が動的となり、その生産物が貨幣化され、資本が交換經濟の擔當者である町人の手の中に握られゆく時代に、大名は傳統を固守して舊態を改め得なかつた。この舊態の固定して新時代に順應する力のなかつた封建的權力者、即ち大名と、新時代を背負つて新しき經濟力を背景とする町人とは、互に反撥する要素を以て、對立したのであつた新しく擡頭した町人の資本が、更に一層その威力を發揮せんとするに當つては、大名の保守的封建的權力が桎梏となつたことは當然である。

然しながら、徳川三百年間の歴史に於て、經濟發展の必然的結果から、新しき要素として擡頭した新興資本を握る町人が、その資本と反撥的であつた封建的權力に對して、意識的にいづれの形式に於ても、資本的闘争を開始しなかつたことは、特異とすべき事象である。前にも述べた如く、町人がその生命とも云ふべき多額の金銀を、大名に借上げられ、永年の利子を支拂はれざるのみか、元金さへも、一片の「御斷り」によつて沒收され、何等訴へる手段もなく泣寝入となり、遂に没落の悲運にあふ事情は、此の事を雄辯に物語つてゐる。徳川封建制度は、その一環である大名の窮乏によつても明らかな如く、徳川中期以後、已に實質的に財政的に、半ば倒壞の悲運に乗りかゝつてゐた。それが中期以後五十年も長らへたのは、町人が意識的に反封建思想を抱き、之を倒すために、その金銀力を利用しなかつたことに大きな原因があると考へられる。

山崎闇齊は、已に江戸初期の諸侯の財政窮乏を記して『領内の米を残らず銀主（筆者註、主として大阪、京都の富商）に取られ、大守をはじめ、一家中迄皆銀主の扶持人の様に』と云つて、大名の地位を富商の家臣の如く形容してゐる。大名の窮乏は、年を重ねると共に、その度が強くなり、各藩とも節約につぐに節約を以てし、家臣の封祿を半知とし、支配地の富農より借銀し、それにも年々不足したから、京大阪の富商より借上げ、利子に利子を重ねて前述の如く、當時の我國の金銀の千倍にあたると言はれるに至つた。

この負債に對しては、はじめは信用貸しであつたが大名の御斷りに斂りた町人の締貸しによつて、毎年の收穀米を典當として借入れることとなり、このために毎年の大阪廻米の殆ど全部、天保年度の末には諸侯の廻米は四百萬石で、その中三百萬石が大阪町人から借りた六千萬兩の利息米として引取られる狀態であつた四百萬石の廻米の中から、町人に引取られた三百萬石は、町人から借りた金銀の利子であつて、元金ではなかつた。故に元金まで返すためには、大名の全財産を投出して追付くことは覺束なく、蒲生君平が、『大阪の富商怒れば、天下の諸侯慄へ上る』と言つたのは事實を語つたものである。此のことは、婦人の目にも映じ、仙臺藩士只野伊賀の妻眞葛は、文政初年に物し馬琴に寄せてその添削を請うた「獨考論」に「近世の貴人多く町人の金を借りて年中を賄ひ、その利子をおびたゞしう出せ給ふにより、貴人はます／＼窮し、町人は愈々富めり、貴賤上下金あらそひに息もつきあへず、心亂れせしより、武家は已に金あらそひにうち負けて、借財のために金主の虜となられたり。この故に諸士は金主に媚て恥を忍べば、その權終に町人にうつり云々」と當時の、上下階級の地位の赴く所を洞察してゐる。

學内報



冬期授業日程

授業終了 授業開始 學期試験
大學各學部 十二月十九日 一月十一日
大學豫科 十二月七日 一月十一日
專門部各部 十二月十九日 一月十一日
專門部文學科國語漢文專攻科は冬期休業中十二月二十二日より同二十四日まで三日間、吉澤講師の特別授業を行ふ。

教練査閲

昭和十一年度教練査閲は十一月二十五日大阪城東練兵場に於て專門部第一部、同二十八日千里山學舎に於て大學豫科、共に第七旅團長伊藤知剛少將の査閲あり學部は十二月五日千里山學舎に於て第四師團司令部付松村正貞少將の査閲があつた。

かくほう抄

▽經濟研究會 十月三十日天六學舎會議室に於て開催磯部教授「工業組合に就て」十一月二十四日同天六學舎に於て丸谷博士の「主觀學說に於ける問題」について研究發表があつた。
▽國文學會 十二月六日心齋橋明治ホールに於て開催平林講師の「源氏物語について」の講話があつた。
▽大山教授母堂 大山教授母堂は十二月一日柳里鹿兒島に於て逝去された。

昭和十一年中に發表せる

本學助教授の研究業績

- 一、排列は法政、經濟、文哲の順
- 一、單行本はゴチック體を以て表はす
- 一、調査漏れにて未收載の分は乞御諒恕

教授 安藤 光

船荷証券の要件殊に船舶の特定 關大研究論集六號
航路統制法に就て 學報一四四號

教授 岩崎 卯一

社會科學の理論的限界性 關大五十年記念論文集
理論受容に對する學者間と公共間 關大新聞特輯「背光」

教授 大山 彦一

日滿兩國の國家及社會の構造 學徒團報告集
滿洲國の政治と社會 學徒團報告集
日滿兩國の構造及聯關 關大五十年記念論文集
皇祖發祥の靈蹟に就て 公民講座一月號
南洋群島の社會構造と其統制 學報一四二、三號
南進論の目標 公民講座十一、十二月號
南進論の政治社會學的意義 東亞研究會誌創刊號

教授 中谷 敬壽

行政罰の概念及びその性質に就いて 公法雜誌十二月號
言論自由の法的限界 關大研究論集六號
地方自治行政論序說 千里山法律學會誌一號
「雜誌論文月評」 法律時報七、九月號

行政判例批評

關稅法に依る沒收及追徴の性質 公法雜誌一月號

關稅法に依り沒收すべき貨物の價額の意義 公法雜誌一月號

市會議員選舉訴願提起と當事者能力 法と經濟一月號

耕地整理組合費滯納處分と不服と出訴權 公法雜誌三月號

戶數割に關する住所の認定 公法雜誌四月號

構戶及び三月以上滯在の事實に基く戶數割の賦課と滯在地外の所得 公法雜誌四月號

定員外の村書記任命の當否 公法雜誌五月號

財產差押吏員たる資格の記載なき 法と經濟五月號

差押吏員たる證券提示と滯納處分の效力 法と經濟五月號

水車設置と慣行に依る水利權侵害の有無 公法雜誌六月號

無効なる告示に基き就職したる町村長の資格 公法雜誌七月號

二種以上の名譽職を担任せる場合その一種に 公法雜誌八月號

ついでに義務懈怠と公民權停止處分 公法雜誌九月號

河川敷占用出願と地方行政官廳の權限 公法雜誌九月號

同族會社の繰越缺損金補填と超過留保に基く 公法雜誌十月號

加算稅額の算定 公法雜誌十月號

同族會社の繰越缺損金と積立金と併存する場 公法雜誌十月號

合の缺損額 公法雜誌十月號

「同戶籍現住家族の意義」(白河町戶數割實力 法と經濟十月號)

算定方法第四條) 法と經濟十月號

戶數割の實力算定と負債控除 法と經濟十月號

同族會社の普通所得の全部又は一部が非課稅 所得より成る場合と超過留保金に對する加

算税の賦課

公法雜誌十一月號

英法に於ける被用者の危險引受に付て關大論集六號

米國農事金融の研究



時代の風潮と警察概念

關大新聞特輯「青光」

私生子の認知難考

助教授 柳瀬兼助

大阪銀行通信錄四六三號、四六九號

助教授 川上敬逸

ワイルド「制裁及び條約實施論」

公法雜誌七月號

成文法の解釋に就て

教授 吉田一枝

學報一四一號

教授 木村健助

夫婦同居と家屋の占有(判例批評)民商法雜誌二卷六號

天皇神聖不可侵論

關大創立五十年記念論文集

配給組織の基礎的諸問題

關大五十週年紀念年論文集

フランス法に於ける婚姻

日本公證人協會雜誌十三號

「政府」なる成語の成文法上の概念

公法雜誌二卷三號

關大新聞特輯「青光」

河村宜介

法律相談十年間の回顧

關大研究論集五號

成語の概念

法政大學新聞六二號

大都市の生成と交通機關

關大五十週年紀念論文集

雜誌論文月評

京都市聯合婦人會報八號

衆議院の解散を論ず

關西大學新聞六九號

分劃供給賣買に關する實務的考察

關大研究論集五號

教授 西村信雄

代位辨濟と債權者の利害

千里山法律學會誌創刊號

慣習法の妥當問題

教授 和田豐二

Firm Offerに關する實務的考察

關西大學新聞(五月二十三日、六月二十日)

德川時代の身元保証

學報一三六號

民法公証人協會雜誌一四號

關大論集五號

教授 瀧澤喜子雄

保証契約の解約權

民商法雜誌三卷五號

工業組合論

教授 磯部喜一

本邦古代經濟市場に關する一考察

關大論集五號

德川時代の身元保証契約證書(奉公人請狀)

日本公証人協會雜誌一四號

工業組合論

大阪 甲文堂

國際經濟の競合地帯に關する研究

大阪 大同書院

身元保証に關する古判例

關大新聞特輯「青光」

工業組合結成の限界

關西大學新聞六五號

シベリアン系諸物語

學報一四〇號

身元保証、身元保証金、信用保險民商法雜誌四卷一號

關大研究論集五號

わが國産業統制の現在と將來

學報一三五號

スペインを憶ふ

學報一四三號

雜誌論文月評

法律時報八卷二號、八號、一二號

生産調節と工業組合

關大研究論集五號

國家政策と地政學

關大研究論集六號

判例批評

民商法雜誌三卷五號

「工業組合」「國際的企業結合」

大阪商大「經濟學辭典追補編」

地理と經濟十月、十一月號

關大研究論集六號

教授 野村次夫

商概念の史的發展に就て

關大五十年記念論文集

企業財務表分析論

教授 西村勝太郎

佛蘭西革命の一考察

學報一三七號

新法「倉庫業法」に就て

千里山法律學會誌創刊號

協資企業會計の處理方法

大阪 大同書院

マグナ・カルタ研究序説

社會經濟史學十、十一月號

雜誌論文月報

法律時報十月、十二月號

財務評價論の史的考察

學報一四四號

英國に於ける農奴制度

關大論集六號

大正十五年頃の事

關大新聞特輯「青光」

企業財務評價と貨幣價值變動

關大論集六號

教授 正井敬次

教授 本莊鐵次郎

企業財務評價と貨幣價值變動

關大論集六號

教授 正井敬次

銀行勘定に於ける景氣徴候と其貨幣政策上の意義

銀行研究一月號

資本蓄積の自動性と貨幣の主觀的價值

關大五十年記念論文集

五十年前の貨幣問題

關西大學新聞特輯「青光」

教授 古川 武

重商主義經濟學に觀る國民性

關大五十年記念論文集

教授 赤羽 豐治 郎

國家干涉主義

京都 凡進社

リイフマンの心理主義經濟學

關大五十年記念論文集

獨逸經濟學に於ける正確の方針の危機

關大新聞特輯「青光」

ゲーテの辯証法

學報一四二號

教授 水谷 揆一

五十周年雜感

關大新聞特輯「青光」

教授 森川 太郎

銀行流動性の機構

關大五十年記念論文集

銀行信用と貨幣量の伸縮

銀行研究六月號

國策の發展と惡性インフレ問題

經濟情報特輯九月號

最近の銀行合同政策

債券の日本九月號

銀行預金の一作用

關大新聞特輯「青光」

◇

教授 飯田 正一

其角俳諧覺書

關大五十年記念論文集

其角と伊勢源氏

關大新聞特輯「青光」

助教 板倉 靫音

エーリヒ・ケストナー詩抄

校 友

大 阪 支 部

校友會大阪支部秋季懇親會は去る十一月二十二日（日）京洛の地に開催した。洛西三尾の紅葉を探るべく九時京阪電車天六を發した一行は京都四條大宮にて京都より參加の會員を加へて自動車に分乗、北野、御室



部一の員部支阪大るけ於に内境寺山高尾梅

を経て梅尾に至り、梅尾橋畔にて車をすつ、このあたり紅葉甚だ佳し、明惠上人開基の高尾寺に一憩の後清流に沿ひて槇尾、高雄にいたる、晩秋の一日こゝに杖を曳くもの多し、この邊りの茶店にも昔ながらのもんぺ姿の梅ヶ畑風俗を見受くるもまたなつかし。高雄にては寺僧の語る文覺の昔を聴き、地藏院にて晝食、土器なげに興ず、それより溪流に沿ひて錦雲溪ハイキングコースを清瀧に出づ、このころしづるゝ中を急ぐもまことに風情があつた。清瀧にては名物の「しんこ」「甘酒」のもてなしあり、こゝより思ひ／＼に電車の便にて京都に出で、午後五時宴會場四條西垣石「ちもと」に集り、種々餘興に興じて五時半開宴、喜多村支部長より天皇皇后兩陛下御眞影の奉戴並に近く梨木宮殿下の御染筆を戴き威徳館に掲揚することになり居る外大學の現況について報告あり。母校の隆昌を祝して杯を擧げ、歡を交へて同八時半散會した。因に當日の出席者は左記百二十五名であつた。

谷口 宗一	高沖 次郎	土橋 四三	永田 良雄
竹西 宗助	丹 二良	谷岡 登	竹腰 吉治
玉木 三郎	武田藏之助	高松林之助	田所 留三
吉田 晉松	吉木 留喜	垂水善太郎	武田貞之助
加藤金次郎	可野敬四郎	神尾敷民藏	吉村 種藏
河村 信一	神田 榮吉	桂 忠雄	河村 宜介
富田 貞男	遠部逸太郎	大崎萬太郎	岡本 義男
富田金三郎	榎本 浩藏	富田仲次郎	戸波 次郎
丹羽宇三郎	西本 寛一	本田 武藏	堀 正人
馬場 弘道	橋本 應藏	羽賀 一郎	八島 治一
岩島 友一	生島 藤藏	島田繁太郎	原田鹿太郎
糸島實太郎	飯田 正一	一海 景芳	池田信之助
今田 光匡	伊藤 元	飯田 清藏	岩崎 卯一

「コギト」八、九、十一、十二月號
「羅針」十一號 「紀元」五月號

ヨアヒム・リンゲルナツツ詩抄

「カスターニエン」十五、十六號

ハンス・カロツサ詩抄

「コギト」十月號

The Cuncise English Grammar

京都 平野書店

英語基本單語の整理

京都 平野書店

批判哲學に於ける自由の問題 關大五十年記念論文集

教授 武内省三

當爲の個性法則と共同社會の問題 關大論集六號

教授 田邊清市

宗教と統一國家 關大新聞特輯「青光」

教授 關大新聞特輯「青光」

古代英吉利文學に於ける Latin-Christian Element と Pagan Element との交錯に就て 關大論集五號

教授 內多精一

Keats の天才に就ての一考察 關大五十年記念論文集

教授 村上喜貞

Hero and Leander 覺書 關大論集六號

ダンテ禮讃 關大新聞特輯「青光」

教授 藤澤章次郎

韓非子管見 關大論集六號

教授 三枝樹正道

信仰團體の社會學的一考察 摩訶衍昭和十一年號

教授 新町徳之

大正時代思想史概説 關大五十年記念論文集

內藤 正剛 中川 太郎 中塚 正信 中村部次郎

中井 彌六 中谷 敬壽 中務 平吉 中塚 竹藏

永井 量一 中川 庸太郎 中村長之助 中井三之助

長瀬 萬壽治 中尾 房太郎 中山 幸市 名田 京一

村尾 靜明 浦田 豐 植松忠次郎 梅原貞治郎

歌橋 千秋 內田 政一 野崎勇二郎 野村 次夫

黒田莊次郎 山田 卯三郎 山本 晉次郎 山根 謙藏

山野 巖 矢口孝次郎 山口 辰雄 安川 安太郎

山崎 敬義 松本 標四郎 松本 靜史 松本 茂三郎

松本 芳太郎 松崎 義盛 前田 常好 松本 實造

松廣 末松 馬目 重剛 深川 重義 古川 武

袋井 榮太郎 福田 次彦 藤原 光治 兒玉 善吉

近藤 友房 榎本 金次郎 榎本 元次郎 赤羽 豐治郎

喜多村 桂一郎 菊池 金次郎 木村 順次郎 澤邊 金三郎

三浦 三郎 水谷 揆一 箕田 正一 三枝 樹正道

宮崎 秀夫 三島 律夫 三木 甚太郎 南 利三

白川 朋吉 新町 徳之 清水 兵衛 神保 敬男

下島 光 正田 麻治 清水 榮松 引野 秀春

關 豐馬 (以上一二五名)

東京支部

十一月十九日午後五時より中央亭本店に開催し、母校評議員三菱信託株式會社社長、山室宗文先生を迎へ晚餐後座談的に時局に對する財政經濟の適切な批評を聴き、各自高談闊論、和氣霽々午後九時に至り散會したり。當日出席者左の通り

山室評議員 矢追 秀作 板橋 菊松 大月義平二

松澤 卓規 後藤 勇夫 安村 竹松 三森 武雄

關本四郎九 永田宗太郎 森塚 圭城 關田房太郎

出口直三郎

愛媛支部

第十回兼第十一回總會を、昭和十一年十一月二十九日午前十一時より、松山市三番町しきしま亭に於て開催した會する者遠く宇和島市の松川孟一氏、今治市の矢野熊一氏、瀧勇氏の外十數名に及び、定刻市村幹事開會の挨拶を述べ、續いて長基常務幹事より會計報告其他諸般の報告がありて役員の改選に移り、終つて懇親會を開き、一同學生時代の昔話や母校の現況等に花を咲かせて、有意義な一日を送つた。

當日、新たに役員に當選したるは次の諸氏である。

支部長 市村 敬夫

常務幹事 長基 友市

幹事 山本 芳三郎 長井 康義 中村 素芳

顧問 竹内 虎治郎 鈴木 泰季 瀧 勇

松川 孟一 車田 輝平 矢野 熊一

支部事務所 愛媛縣伊豫郡北山崎村三島町

長基友一方

因みに同會々員の現在數は五十名に達してゐる。

校友會大阪市役所支部結成

過般大阪市助役の重職に就任されし森下政一氏並に經理部長に榮進の里村安二郎氏の祝賀會を大阪市役所關係在職關大校友有志に依り十一月三十日夜四ツ橋南一に於て開催、其席上支部組織の件が決議され各部課解及び傍系諸團體に亘り現に在職せる校友全部を網羅する會を組織して關大校友會大阪市役所支部を結成する事になつた。

當日會する者主賓を加へ左記三十九名、元水道部庶務課長たりし安川先輩を筆頭に昭三出身の永野君に至る前後二十八年間に於ける母校の變遷人事の消長等話

材は盡きず互に胸襟を開きて或は談論風發し或は飄逸高笑して今日ばかりは文字通りの無禮講に十二分の快を満喫し散會したのは九時過ぎだった。

出席者

森下 政一	里村安二郎	竹ノ内 勇	安川勝太郎
木村 稔	井上信一郎	織田 九郎	石原 彌市
長 義道	井上 登円	海北 半平	西川太三郎
田中 可長	鳥羽源四郎	柳川茂十郎	井波 義吉
右田 忠吉	山本晋次郎	戸波 次郎	塚本萬次郎
米谷卯三郎	嘉納 亮三	土岐 陽三	田中 英一
吉田伊之助	羽間平三郎	前田 貞次	安達彌五郎
正木 公雄	金子金次郎	永井 量一	木下 一男
高田 密藏	開野 甲子	高砂恒三郎	横田 敬治
眞津 庫造	笠井 義延	永野 一憲	以上三十九名

法曹千里會

學部出身在阪法曹を以て組織せられてゐる法曹千里會の秋季例會は、十一月二日夕刻から東區大川町の料亭魚喜樓で開催、岩崎先生、吉田先生、武田先生、松崎先生の御來臨を得て、懷舊談に、母校の現況に話は長く秋の更けるのを忘れしめる、各地各方面に活躍せられてゐる校友の噂も出た。盡きぬ名残を惜むで記念撮影の後散會したのは午後十時であつた。

出席者

上田 清	福西新右衛門	川上 圭一	安富 敬作
辻内 眞隆	河内 兼三	上野 俊彦	武田 太七
松村 勤次	植田 完治	以上(植田記)	

昭三會第二回總會

昭和三年専門部卒業生を以て組織する昭三會にては

晩秋十一月淀川湖畔鮎の茶家において第三回總會を開催した。會するもの三十餘名、今回は特に母校仁保學長、玉木事務理事、前教務主任木戸卯之助氏等の臨席並に玉木事務理事の挨拶を始め他來賓二氏の挨拶の後永野幹事長の挨拶左記役員改選南新幹事長の挨拶の後宴に移る、師弟の恩愛懷舊の情に一入の親和を加へつゝ、往時の學生氣分に還つて意氣軒昂、全く歡興盡る處なく和氣霽々裡に母校萬歳を三唱の後十時半散會した



會里千曹法(上)

會總會三昭(下)

出席者

仁保 先生	玉木 先生	木戸 先生	武田 先生
會 員	伊東 展雄	西代 幹	戸澤 武
小野 美敏	大西 武夫	長村 眞一	川野 勲平
柏谷 榮一	加藤協一郎	谷口 宗一	永野 一憲
山本 清市	松井 廣順	松廣 末松	藤井 享藏
國米 龍夫	阪口 清	澤岡藤之助	銀島 萬作
南 清	(以上イロハ順)		

新役員(イロハ順)

幹事長	南 清	大宅元三郎	川野 勲平
常任幹事	尾崎 信夫		
幹 事	永野 一憲	松廣 末松	西代 幹
	伊東 展雄		戸澤 武
小野 英敏	大西 武夫	長村 眞一	鎌田 滋彌
柏谷 榮一	谷口 宗一	高垣 善一	信原 照夫
矢寺 三郎	松井 廣順	正井 義藏	九木利喜造
國米 龍夫	阿部 寛	阪口 清司	阪上 正巳
澤岡藤之助	銀島 萬作		

尚入會希望は終身會費(基本金)金壹圓也を關大會計課内尾崎宛御送り下さい(振替大阪二二八七五)

動 靜

和田南實男君(前四〇專法) 司法書士(松山市一番町)
住所松山市昭和町
河面 三一君(大ニ專商) 横濱火災海上保險會社廣島出張所(廣島市猿樂町五〇ノ一) 住所廣島市庚午町七〇二、新宮園
高沖 次郎君(大ニ專經) 輸出織物商自營、住所泉北郡濱寺町下石津四六三
池本彌太郎君(昭二 大法) 警部補、天満署保安營業主任

島 義男君(昭三 專法) 警部補、大阪府警察部交通課

西岡 光一君(昭三 專法) 三和銀行天満支店

加藤協一郎君(昭三 專法) 三菱銀行中之島支店、住所
港區夕風町二丁目一〇

山田 實君(昭三 專法) 鐘紡サービス會社、住所神
戸市林田區吉田町一丁目三三三

(舊姓中村) 佐武 太助君(昭三 專法) 大阪市經理部用地課、住所
住吉區杉本町二六三

小寺小市郎君(昭三 專法) 合名會社小寺エイゼント、
住所北區堂山町一〇六

和田 忠義君(昭三 專法) 合名會社小寺エイゼント
渡邊 順一君(昭三 專法) 第一合名會社

川野 勤平君(昭三 專法) 日本建築會社事務取締役、
住所西宮市外上甲子園四番二六

高橋將三郎君(昭三 專法) 合名會社高橋將三郎商店
(旭區今津町九二七)住所北河内郡三郷町西橋波五
七二

松井 廣瀨君(昭三 專法) 日本建築會社事務取締役
妹尾千代治君(昭三 專法) 東西電球會社大阪支店

倉重 政直君(昭三 專法) 延岡市恒富、旭ベンベルグ
絹絲會社

池田 昌一君(昭三 專法) 日本建築會社
國米 龍夫君(昭三 專法) 日本建築會社取締役工務部

長、住所東區京橋二丁目京阪ビル日本建築内
白髮 茂君(昭四 專法) 愛媛縣新居郡新居濱町東豫

公論社
寺下 勇君(昭五 大法) 吉和商會(寛商店)住所岡
山市内山下七六〇二

西田 利廣君(昭五 大法) 任警部補、岡町署
飛田 政繁君(昭五 專法) 兵庫縣三原郡福良町飛助百
貨店

後藤 新一君(昭五 專法) 八幡市藤田、安川電機製作
所内西島製作所出張所、住所八幡市神原町一丁目

三谷 久男君(昭六 大法) 任警部補、天満署
山口 秀盛君(昭六 專法) 鹿兒島朝日新聞社、住所鹿
兒島市西田町一九〇

鈴木 寛君(昭七 專法) 日本化學工業會社事務取締
役、住所住吉區山阪町三丁目五六

(舊姓藤本) 三笠 稔君(昭七 專法) 北滿特別區地方法院、住所
滿洲國哈爾濱市馬家溝吏治街、滿洲國官吏代用官
舍八九號

上田 荒君(昭八 大法) 門司市東本町三丁目大阪朝
日新聞九州支社

佐藤 興市君(昭八 專法) 大連味の素鈴木商店事務所
住所大連市羽衣町一四北海道館

鈴木 良君(昭一〇 專一法) 大同學院卒業、興安北省
新巴爾虎左翼旗勤務を命ぜられたるも當分蒙政部
に於て蒙古語事務の研究、明年赴任の豫定

植田 弘君(昭一一大法) 東區北濱四丁目安田ビル内
帝國火災保險會社大阪支店、住所旭區友洲町六四

湯淺 清一君(昭一一大法) 阪和電鐵總務課庶務係
榊元忠三郎君(昭一專二商) 遞信省航空局大阪飛行場
(大正區船町八)

移動

(舊姓池) 治島 常徳君(大七 專法) 北區東野田町八丁目五四
山本 盛雄君(昭二 專法) 住吉區遠里小野町七四

南 清君(昭三 專法) 天王寺區眞法院町九一

高橋美壽夫君(昭三 專法) 浪速區惠美須町一丁目
天野 律司君(昭三 專法) 名古屋市東區大久手町二丁
目一

田中 久雄君(昭三 專法) 神戸市林田區一丁目四〇四
久松 鹿治君(昭三 專法) 住吉區昭和町中二丁目三五

(舊姓朝川) 藤村 惠通君(昭七 大法) 京都市上京區小川寺之内上
ル本法寺前町六一七

淺見 敏郎君(昭四 大商) 旭區新森小路中二ノ一二五
舟渡與三松君(昭四 專文) 旭區中宮町四六〇

眞木 守君(昭六 專法) 北河内郡守口町土居二四一
戒田 數一君(昭七 大法) 宇和島市鐮町三五

筒井 國義君(昭七 大法) 三島郡吹田町泉町三一六八
(舊姓矢倉) 木田幾右衛門君(昭八 大法) 宇和島市野川町

平井 孝道君(昭八 大哲) 住吉區阪南町西一丁目五三
林 金一君(昭八 專二商) 住吉區播磨町東一丁目三三

宮本 忠親君(昭九 專一商) 廣島縣安藝郡海田市町中店
清水 賢作君(昭九 專二法) 住吉區桑津町五四五

山下 榮松君(昭九 專二商) 東淀川區十三西ノ町一丁目
二五五

磯崎太一郎君(昭一〇 專二經) 住吉區西長居町二三五
加藤 常雄君(昭一〇 專二商) 靜岡縣富士郡鷹岡町久澤

足達 博孝君(昭一〇 專二法) 三四九ノ一
P.O. Box 15 Bontox mt.
prov. Philippine Island

宇野 滿男君(昭一〇 專二商) 泉南郡佐野大引町三三ノ一
山川 多聞君(昭一〇 專二商) 旭區森小路町二丁目九〇

平治六方

山本 正君(昭一〇專二商) 戸畑市浅生町五丁目三三
 近藤 一男君(昭一〇專二商) 西淀川區大和田町四四九
 西村 實君(昭一〇專二商) 西淀川區海老江中一丁目七
 岩尾 良君(昭一〇專二商) 一、岸本正雄方
 棚田 榮二君(昭一〇專二英) 朝鮮仁川府花町二丁目一
 松本九一郎君(昭一〇大經) 神戸市須磨區衣掛町一ノ五
 奥田 正司君(昭一〇專二法) 東京市本郷區根津宮永町一
 佐井勇次郎君(昭一〇專二法) 五、鳥居方
 浦阪 文一君(昭一〇專二商) 京都府相樂郡相樂村西吐
 住吉區阪南町中三ノ二一
 海田市日方三六〇ノ二

改姓
 (舊) 溝部 秀光 吉本 秀光
 (昭三 專法) 朝川 惠通 藤村 惠通
 (昭四 大智) 藤本 稔 三笠 稔
 (昭七 專法)

逝去
 吉盛武八郎君(昭三 法) 昭和九年四月四日
 樋口 丹次君(昭三 法) 昭和七年五月十五日
 神野壹太郎君(昭三 法) 昭和二年九月十六日
 寺島 利久君(昭四〇專法) 昭和九年一月二十七日
 (舊姓大谷)
 西田 美孝君(大二 專法) 昭和八年四月二十一日
 柳澤 美治君(昭五 專商) 昭和十一年二月十日
 日置 繁三君(昭五 專商) 昭和六年十一月十日
 杉本 貞夫君(昭七 專法) 昭和九年五月二十七日

琵琶湖畔

田邊信太郎

港見えてながながひびく太笛や雪もよふ朝し
 らみゆくかも

船先の朝霧はれて雪の比良まきめにすくとあ
 らはれにけり

雪山のせまる港の刺さえてはるけき笛のかな
 た船見ゆ

夕雲のうつるふ湖のさむざむと波だち今宵雪
 となるらむ

雪雲のきれの日にひとところあかるく湖
 の波だてる見ゆ

船にして見つゝすぎこし雪山はかの夕雲にま
 た吹雪らむ

雪山をおりて湖への夕冷へに船まちがてず火
 を焚きしかも

宵冷えて港の雨は船の出をまちつゝつひに雪
 となりけり

俳句會 (一部専門部)

十二月二日 於長柄國分寺

雨の電車さかなのにほひ面にくる
 子供らに夜店あきうど聲暖らす
 女醫老ひぬ暖房しづかなる椅子に
 未枯れの醫家の中庭見る微熱
 ポスターに風が白くて街は秋
 燭の暈さむし聖母は壁にまし
 卒業期浮世つらきの感に堪ゆ
 秋の港繩跳びの娘を見てゐたり
 水夫等に魚釣る間あり秋の港
 スキー嬢ヒュッテの櫓の雪おとす
 スキー嬢あはれ立木の影をうけ
 一葉のゆくとき海の靜かなる
 こんな夜泣けば嗚咽は止まらない
 たわむれつ行く兒等の背の秋冷た
 乙女持つクリスマスチケツトに瞳さえ
 三日月の鎌守備兵にかゝりたり
 山の端の月鎌の如く師走かな
 顔そりの鏡の菊や香ける
 西風に落葉の足にまつわりぬ
 紅葉して秋深みゆく村の家
 山門を半ばかくせる紅葉かな
 行樂の友笑顔なりタアミナル
 松風に閑居淋しく月くもる
 松風や山道遠くわが慕ひ
 たそがれの湖をたゞきつ時雨ゆく
 靴音のなつかしくある冬の夜

白文地 風三樓 忠雄 陽風 夜詩一 比呂志 桃園 木石 一峰 陽志 千幽 比加留 義人 湖村

學生

皇陵崇敬會 (千里山)

第四次第八回例會

十一月二十三日、大和畝傍地方に催す
今回は特に御眞影御下賜の光榮を記念する爲、至誠會後援の下に講演會をも兼ね行つた。當日午前八時四十分大鐵阿部野橋發、大和池尻着直ちに懿德天皇畝傍山南織沙谿上陵、安寧天皇畝傍山西南御陰井上陵に巡拜、畝傍山に登る、山上にて山口神社參拜後、新町教授の記紀、萬葉集等に現はれたる古蹟について説明あり、河村信教授も山口神社に就て話され、山を下つて綏靖天皇桃花島田丘上陵に參拜、次いで神武天皇畝傍山東北陵を拜して御城内にて記念撮影をなす、次ぎに檀原神宮に參拜、長谷川大佐の玉串奉奠あり、同神宮々司副島氏代理禰宜川田氏の「檀原神宮の由緒」について御話を承り、記念撮影後參集所にて休憩、尙同所に於て講演會を開く、講師並びに演題は左の如し。

一、神武天皇陵について 河村(信)教授
一、神武天皇の御東征について 長谷川大佐

一、神武天皇の御聖業と日本精神について 新町教授
一、仁德天皇陵と住吉津の關係について

趣味の考古學會長 八木 博氏
尙右の外、御來場の大河原氏、齋藤先輩、至誠會委員長佐藤君の挨拶あつて會を閉ず、時に四時十五分頃であつた。參加者、會長河村教授外五十一名、新舊會長歡迎送會 創立以來の會長小泉教授が轉任され、後任に河村(信)教授を推戴することとなり、其の歡送迎會を十一月二十三日、ブラジル館にて開催した。

參陵會 (專門部第一部)

第二次第十三回例會(第三十九回)

晩秋の十一月一日山城東北部大原に例會を舉行した、新京阪天六驛に集る者八名午前九時三十分發の急行電車で京都四條大宮着、此處で一名の會員を増しバスで出町柳へ行き又々一名の會員を増し同十時五十分發の叡山電車にて八瀬着、直ちに鞍馬バスに乗車上野にて下車す。細道を行く事数丁にて惟喬親王之墓に達す參拜後彩麗な八瀬大原の山々の間を行く三千院及び音無の瀧に達して、十二時半附近の茶店で大原女のサービスを受けて晝食をとる。終つて午後一時茶店を後

にして第八十二代後鳥羽天皇第八十四代順德天皇大原陵に參拜す。陵城百九十七坪九合餘、陵十三重石塔、周圍木柵、桎生垣にし、一名大原法華陵とも稱し奉る附近で記念寫眞を撮り寂光院へと向ふ。寂光院は建禮門院御隱棲の所で「大原御幸」は當寺を描き盡して餘さず、翠巖山、綠羅の垣、汀の池、みぎはの櫻、岸の山吹いまにその名を残し寺は元、聖德太子の創建と傳へられてゐる。それより先、高倉天皇中宮德子大原西陵に參拜す、折から暮れ行く秋はいつしか萬象の面に湖落の色を教え秋氣愈深くなるを覺ゆ、吾等十名は再び元來た道を引返し八瀬より京都出町柳へ歸る。此處で一同和氣氣々裡に解散其々歸阪した。

參加者、河村信一教授、小林敦官、可野生徒主事の諸氏。山本、林、山内、笠原、平野、山根、澤田の會員諸君(總務、林隆之記)
追記、去る七月中旬「陵草」第五號發行せり、又本月下旬九州神代陵參拜を記念する「陵草」臨時増刊發行の豫定

辯論部 (專門部第一部)

秋季學外大會及び卒業生送別遊説
秋季學外大會を神戸市神戸小學校に於て開催、辯士の眞摯熱烈なる論と聽衆の熱心なる態度とに依り學術的雰圍氣裡に終了するを得た。引き續き卒業生送別遊

説を四國高松の天地に於て開催すべく午後十一時出帆の大智丸にて晴れの壯途に上つた。

高松大會 十一月二十三日
於壽町千代田生命三階ホール

四國民報、香川新報社後援

- 一、愛國心の史的考察 末廣一男
 - 一、日本精神 古城勇一
 - 一、一學徒の見たる新興類似宗教 石田俊夫
 - 一、政黨と大衆 田方満夫
 - 一、挨拶 辯論部委員長 西井清
 - 一、滿洲國の統制經濟 崎谷三郎
 - 一、亡國の疑獄を絶滅せよ 大西敏雄
 - 一、挨拶 校友代表 藤本保一
 - 一、没落に瀕せる學園を凝視す 高松幹男
 - 一、庶政一新を論ず 奥野弘之
 - 一、挨拶 教授辯論部長 古川武
 - 一、増税は大衆に如何に響くか 森里經春
 - 一、新日本建設の基礎問題 牛尾正人
- 聽衆堂に滿ちて其の數約四百を算し、辯士一同母校の名譽を代表せるを以て熱烈火を吐く大論陣を張り、完全に聽衆を魅了し大盛會裡に終了、尙本大會に於て在高諸先輩、殊に藤本保一、柳原丈夫兩氏の御盡力に對し部員一同厚く感謝いたしております。



大 關 ツープス

◆卓球部 (千里山)

大阪學生聯盟秋季大會

本大會二部にて全勝し一部に昇進す、
戦績左の如し。

關西大學 4-1 浪速高校
關西大學 4-1 大阪藥專
關西大學 4-1 大阪高校
關西大學 4-1 關大專一部
(選手) 塚本勝、鈴木正己、坂田竹雄、
若林秀和、谷口義正、西村公利
内藤英雄

◆野球部

對立教大學

十一月一日 於甲子園球場

關大 1-0 立教

關大 (10000000000011
立教 000000000000001

對法政大學

十一月三日 於甲子園球場

法政 2A-1 關大

關大 (000000000011011
法政 000000000000002

對慶應大學

十一月八日 於甲子園球場

關大 4-4 慶大

慶大 (000300000010004
關大 020000000020044

對明治大學定期戰

十一月十四日 於寢屋川球場

明大 9A-2 關大

關大 (20200000000002
明大 2001002004A09

十一月十五日 於寢屋川球場

關大 8A-4 明大

明大 (30001000000004
關大 3000131000A08

十一月十六日 於寢屋川球場

明大 11-5 關大

關大 (100200000012115
明大 1000140005A011

對早稻田大學

十一月二十二日 於藤井寺球場

早大 6-1 關大

關大 (2000031000006
早大 000100000000016

十一月二十三日 於藤井寺球場

早大 6A-3 關大

關大 (10020000003A026
早大 00000000003A063

對門司鐵道局

十一月二十九日 於小倉球場

門鐵局 3-2 關大

十二月一日 於伊田三井球場

門鐵局 5A-3 關大

十二月六日 於春日原球場

關大 3-1 門鐵局

◆ホッケー部

關西學生聯盟戰

十一月三日 於神戸商大

關大 (210) 1神戸商大

對法政大學 第七回定期試合

十一月八日 於神戸商大

關大 (3411) 1法政大學

十一月十五日 於京都帝大

京都帝大 (111) 2關大

十一月二十八日 於神戸

KRAC 5-3 關大專門部

◆庭球部

全日本選手權大會

十月三十一日

倉光 (關大) 6-3 6-8 横田 (東)

十一月一日 於早大コート

藤井 (關大) 6-2 7-4 5-6 中野 (法政)

十一月二日 於早大コート

倉光 (關大) 6-3 6-6 10-3 8-6 塚田 (明)

十一月三日 於早大コート

ダブルス 准決勝

十一月四日 於早大コート

藤田 (中) 6-1 6-3 藤井 (關大)

十一月六日 於早大コート

倉光 (關大) 5-7 6-6 3-0 中村 (慶應)

十一月六日 於早大コート

シングルス 准決勝

三浦 (早) 7-5 6-6 2-2 倉光 (關大)

十一月五日 於千里山道場

對法政大學定期戰

十一月五日 於千里山道場

關大 89中-87中 法政大學

日本學生選手權大會 文部省後援

十一月八日 於大阪商大道場

第一次豫選入選

14中 東商大、慶大、明大

13中 關大、早大

12中 中大、日大

11中 關學大

十一月九日 於關西學院道場

第二次試合

日大 14中—8中 關大

十一月十五日 於大阪外語

關大專門部 53—43 大阪外語

◆射擊部

對明治大學

十一月五日 於大阪城南射場

關大 486—382 明大

對早稻田大學

十一月五日 於大阪城南射場

早大 524—517 關大

對大阪外語 定期試合

十一月十四日 於大阪城南射場

關大 390—324 大阪外語

◆劍道部 (専門部一部)

學内劍道大會 於本學道場

十一月十一日、學内有志の出場にて其の數六十組に達し甚だ盛會であつた。

大阪學生對京都學生大會

於京都武徳會

十一月十五日、各三十名宛の紅白試合にて菊池選手の奮闘、最後の四人を倒し、

大阪軍六人を残して勝つ。

◆柔道部

近畿武道大會

十一月二十九日 於大鳥神社

甲種

京都武専 4—0 關大專二部

乙種

圓尾道場 優勢勝 關大專一部

◆相撲部

全國學生大會

十一月十四日 於堺大湊土俵

第一回戰

關大 3—2 高岡高商

第二回戰

關大 4—1 大阪高醫

第三回戰

立命大 4—1 關大

個人試合第一回戰勝者

A組、森元 B組、大松、中屋

C組、古川 D組、西良

全 第二回戰勝者 B組、中屋

全 第三回戰勝者 B組、中屋

優秀三十二名トーナメント

勝

第一回戰

中屋

第二回戰

白山

第三回戰

白土

第四回戰

中屋

第五回戰

中屋

◆馬術部 (千里山)

東海學生大會 十一月二十三日

關西學生乘馬聯盟代表選手として、本學より熊田野郎、龜谷要、宮本恒夫の三君參加出場の上、壓倒的に優勝、日本學生馬術協會々長杯を獲得す、成績左の通り

1. 關西學生乘馬聯盟 減點 五九點

2. 東海支部 全 八三點

3. 關東學生馬術協會 全 一一三點

4. 京都學生馬術聯盟 全 一三五點

關西學生リーグ

十一月七日 於甲子園南運動場

關大 4 (3—10) 1 神戸高商

十一月十四日 於甲子園南運動場

神戸商大 5 (3—10) 1 關大

十一月二十三日 於甲子園南運動場

京都帝大 3 (2—11) 1 關大

十一月二十九日 於甲子園南運動場

關西學院 6 (4—10) 1 關大

關西學生リーグ

十一月三日 於甲子園室内コート

浪速高校 32 (16—14) 29 關大

十一月七日 於甲子園

關西學院 32 (16—14) 29 關大

十一月七日 於甲子園

關西學院 32 (16—14) 29 關大

十一月七日 於甲子園

關西學院 32 (16—14) 29 關大

十一月七日 於甲子園

關西學院 32 (16—14) 29 關大

十一月七日 於甲子園

關西學院 32 (16—14) 29 關大

十一月七日 於甲子園

關西學院 32 (16—14) 29 關大

十一月七日 於甲子園

關西學院 32 (16—14) 29 關大

十一月七日 於甲子園

◆籠球部

關西學生リーグ

十一月三日 於甲子園室内コート

浪速高校 32 (16—14) 29 關大

十一月七日 於甲子園

關西學院 32 (16—14) 29 關大

關西學院 32 (26—17) 12 關大

十一月八日 於甲子園

關西學院 27 (10—17) 24 關大

十二月五日 於大阪YMCA

關大新人 16—6 Y M C A 高嶺

十二月六日 於大阪YMCA

關大俱 42—41 高松高商

對法政大學

十一月三日 於甲子園南運動場

法政 65 (32—33) 5 關大

同日 於花園ラグビー場

浪速高校 22—0 關大專門部

十一月二十八日 於花園競技場

大阪帝大 39 (24—15) 6 關大

十二月五日 於千里山

機種 サルムソン乙型偵察機

操縦士 (大政 三) 橋本 敏造

全 (專二法三) 角谷 彰彦

千里山學舍上空より、敵偵察機並びに模擬爆彈を投下して友軍を援助す、因みに査閲に於て模擬爆彈を使用せしは、本學が嚆矢ならん。

◆航空研究會

教練查閱參加

十二月五日 於千里山

機種 サルムソン乙型偵察機

操縦士 (大政 三) 橋本 敏造

全 (專二法三) 角谷 彰彦

千里山學舍上空より、敵偵察機並びに模擬爆彈を投下して友軍を援助す、因みに査閲に於て模擬爆彈を使用せしは、本學が嚆矢ならん。

續 浪華儒林傳 (五)

掖玖の聖人如竹散人

講師 石濱純太郎

大阪と儒學との因縁は古い。百濟の王仁が初めて論語等を我國に獻したと傳へらるゝは應神天皇の朝にあるが、續く仁德天皇の朝には國都を大阪に遷されたのであるから、浪速津の儒學の淵源は遠い。然しそんな遠い昔は差置いて、近世の儒學史に於ても大阪儒學の興起は尙ほ早きに在る。蓋し交通の要路に當るの故を以てして往來の士民から見聞し得るの便あるが爲めのみでなく、由來この商都の民は文明に浴して學を好むの性となるものがあるからだらう。官學の御蔭は無いが、帷を下して教を垂るゝの町儒者の供給を常に期待してゐると見える。大阪町儒者の名を知り得る最初は文之點四書を刊行して徳川時代の文運に寄與する事多かつた掖玖の聖人如竹散人である。如竹散人の大阪に在りしは極めて短かつたが、浪華に讀書の種を播いた先驅者として浪華儒林傳中には逸するわけには行かない。

如竹散人は姓は泊氏、父は舵工で、大隅の屋久島安房村の人である。元龜元年に生れた。早く安房村の本佛寺に入つて法華宗の僧となり、名を日章と曰ひ、養善院と稱したが、後京都に出で本能寺に寓して勉強した。然し佛教よりは儒教の宋學に興味を感じる様にな

り、薩摩に歸つて文之和尙に師事し、遂に儒者となり自ら散人如竹と號するに至つたが、尙ほ僧形にして妻を娶つたりはしなかつた。慶長年間に伊勢の藤堂和泉守高虎に事へて侍讀と爲つた。如竹が始めて藤堂侯に見えた時に「私は忌諱を知らず、職は言を盡すにあるから願はくば君は之を容れよ、然らざれば辭職する」と云つたら、高虎侯は曰く「それが吾が君を聘する所以だ、佞諛の徒は吾れ豈に人に乏しからうや」と明良の際會、誠に一時の美談。以後十數年左右に事へて裨益する所必ずや多かつたらうが其詳は分らない。寛永七年高虎卒し嗣子高次が立つたが、學問を好まないの

で合はず、如竹は仕を致して歸國した。寛永九年には海に浮んで同學の因縁深い琉球へ遊んだ。琉球では中山國王之に師事し、世子の侍讀たらしめ、又明人梁澤民は適々此地に居たが亦彼を甚だ尊敬した。三年の後歸國して、更に大阪に出で漢學を教授した。寛永十四五年の事、六十七八の頃だらうと云ふ。老年ではあるが、猶ほ能く強力書を講じた。此際に室鳩巢の父草庵と交りがあつた。かくて大阪町儒者の元祖とも云ふべき人であつたが、居ること久しからずして歸島したらしい。寶永十七年には同じ文之門の薩摩の老伊勢貞昌は如竹を國君島津光久に薦め、召出されて鹿兒島に至り君侯初め諸士に至る迄教授した。五六年にして暇を請ひて屋久島に歸り安房村本佛寺に餘年を送り、明

暦元年五月二十五日を以て沒した。年八十六。如竹の學問は桂庵禪師文之和尙等の薩摩の儒學を紹介したものであるから、純然たる程朱學である。學は博きを力めず精しきを尚び、踐履を慎み詩賦を好まなかつたから、著述を遺してゐない。晩年に近思錄を見

るを得て、老いて之を卒うるを得ざるを歎じたが、好學の心は欽仰すべきものがある。然し一生恐らく桂庵文之の傳統たる四書集註を主として自らも講究し、人文も傳授したのであらうから、大阪の町儒者としても後來の四書屋の先聲をなしたらうと思はれる。著述こそないが、如竹は藤堂侯に従つて江戸に在る時、桂庵の家法倭點、文之の南浦文集、それから文之點の四書集註、周易傳義、詩經集傳などを出版し、和點本出刊の嚆矢として永に其功績は傳誦さるべきものである。この文之點刊本は再三重刻せられて全國に盛行し、文運に寄與するもの極めて大であつたのだ。

如竹は人と爲り質直にして純摯であつた。仕へて厚祿を得たが、自ら奉ずる事甚だ薄く、蓄積する所があると再三再四親族郷黨の爲めに吝まらず散じて、或は賑恤し、或は民利を起し、徳功の傳ふべきものが多い。一に皆質實の學を實踐躬行したのである。今に至る迄屋久の人々は之を稱する。大正十二年熊本郡教育會は遺徳の碑を樹てゝ之を表彰した。

門人には東郷重經、愛甲喜春、竹内益祐、本田親貞等が尤も有名である。重經の門に山口治易あり、治易の門に伊集院俊矩が出でたが、俊矩は徳行卓然、薩摩士人の典型と稱せられた。喜春の裔孫たる兼達は十五銀行重役として浪華財界の重鎮であつた事は人の知る所であらう。

如竹の傳記は西村碩園博士の日本宋學史が最も詳しい。尙ほ碩園先生文集卷二には如竹散人遺徳碑の文があつて傳記が要約されてゐる。余は此等に據つて文を成したに過ぎない。

第一本科(晝)五ヶ年制(尋卒入學) 第一學年 壹百名募集

入學考查 三月二十五日

第二本科(夜)四ヶ年制(高小卒
同程度入學) 第一學年 壹百名募集

入學考查 三月二十六日

文 部 省
認 定
北 陽 商 業 學 校

大阪市東淀川區淡路町(電話北七五七五番)
天六ヨリ新京阪電車ニテ約五分淡路下車

特 色 訓 育 第 一 主 義

特 典 第一(晝)、第二(夜)本科共ニ上級各學校入學資格、

徴兵猶豫其他同種學校一切ノ特典ヲ有ス

學則ハ郵便又ハ直接學校へ

當社の特色

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)

(1) 抽籤、人札等の如き組合員組織ではありません。
 (2) 御申込と同時に直ぐ住める住宅を月賦で提供致します。
 (3) 新築税は當社が負擔致しますから非常に御徳であります。
 (4) 家賃と月拂金の二重負擔の不便がありません。
 (5) 月賦金が非常に安いから從來の家賃以上の負擔がありません。
 (6) 常に建物に御不満なき様、當社は大工手傳等無料派遣致します。
 (7) 他社と比べて月賦金の安い事は日本一です。
 (8) 御希望の土地に御望み通りの設計を致します。
 (9) 營業は年中無休であります。

謹賀新年



日本建業株式会社

營業種目

住宅即時建築月賦販賣
 建築設計監督
 住宅地委託經營
 土地家屋の管理
 土地家屋販賣貸與仲介

(年中無休)

營業案内
 御一報次第御送付
 社員參上

大阪市東區京橋二丁目京阪ビル(天滿京阪西へ入)
 (市電八軒家電停前)
 電話東④五二五三・五七一五番